



# 田中のりこの議会速報



【発行】 田中のりことみんなの会

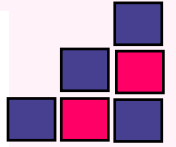
ブログ

田中のりことみんなの会HP

【発行日】 2026年6月19日(議会最終日翌日)

【連絡先】 070-2172-8480 (連絡用)

【MAIL】 tanaka-noriko@live.jp



## 6月補正予算 8億28万円を追加

## 歳入歳出予算の総額 592億4028万円

弓道場建設工事契約 1億5816万9千円  
 波岡小前 国道127号線からの道路拡幅240m  
 新火葬場周辺市道整備事業2億4900万円  
 管理運営計画策定 1711万8千円  
 委員会の委員報酬(4回開催予定) 9万6千円  
 吾妻公園文化芸術施設管理運営計画策定

こどもの居場所づくり事業 106万3千円  
 八幡台地域交流センターで、夏休み期間中の小学生の居場所を試験的に創出  
 予算が決まるの遅すぎ。夏休みまで1カ月



がん治療起因のため補整具等(ウィッグ・胸部補整具・エビテーゼ)購入等一部補助 224万円  
 若年がん患者在宅療養支援事業 100万8千円

離婚前後家庭支援事業 27万8千円  
 離婚を考える父母やひとり親家庭の親等の家庭等に、養育費取り決めの公正証書等作成費用や親子交流支援に係る費用の一部助成  
 がん患者アピアランスケア支援事業

妊婦のための支援給付金追加給付事業 602万2千円

令和7年度に支援給付金を受給した方 除く対象者を拡大(関連記事あり)  
 渡辺芳邦市長 4期目スタート  
 田中幸子副市長は、任期満了で7月1日より 廣橋美帆新副市長

## 吾妻公園文化芸術施設の管理運営「新しく財団法人をつくり指定管理」を検討中



「財団法人を検討中」とは  
 選択肢はないのか 直営は無理なのか

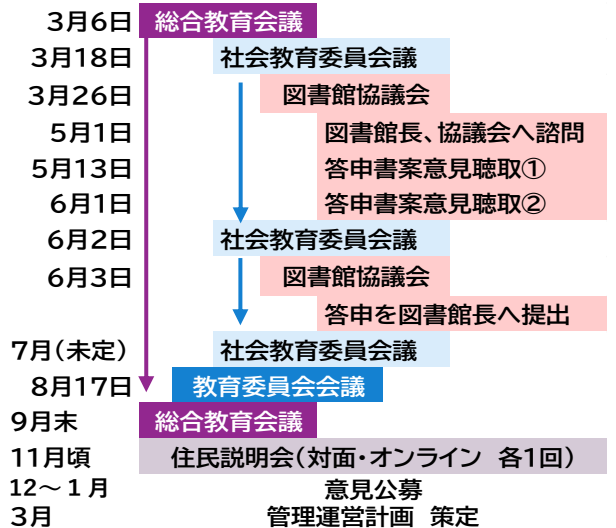
教育委員会会議、社会教育委員会会議、図書館協議会で「吾妻公園文化芸術施設の管理運営を新しく財団法人をつくらせて指定管理を検討中」と企画部が説明しました。社会教育委員会会議や図書館協議会では「**選択肢はないのか、直営は無理なのか**」という意見がある中、図書館協議会では、答申を作成中です。

### 議会質問してわかったこと

- 教育部の図書館を市長部局へ移し、「特定図書館」にすることを検討中。ただし、図書館協議会は継続。
- 特定図書館になっても、図書館法に基づく規則は継続(図書館法…図書館奉仕活動のための会議室利用は無料)
- 財団法人にして、採算をとれるのかは、まだ見積もっていない。
- 4部5課が所管する施設の複合化となる。
- 図書館を含む市直営複合施設の調査はしていない。(新潟県新発田市イクネス、新潟県小千谷市ホントカ等)



管理運営計画策定委員会設置  
 計画策定を事業者に委託



- 吾妻公園管理運営計画策定委員会の任期は1年以内短期間で策定の計画。
- 図書館協議会で十分審議された答申は、果たして計画に反映されるのか疑問。



# 市民とともに暮らしと政治をつなぐ



## 補正予算に市民の思いが…行き渡らなかった子育て支援策のその後

昨年12月議会で、2つの子育て支援策の議案をそれぞれ審査し、可決されました。1つ1つの議案をみると、いいなと思ったのですが、今年1月に調べたところ、行き渡らなかった子育て世代が214人もいることがわかりました。3月議会でも補正予算はありませんでした。

3月末、行き渡らなかった子育て世代214人の1人からメールがありました。「**どうして同じ時期に妊娠や出産をするのに、令和7年10～12月に妊娠届を出した人だけ対象外なのか**」という趣旨の内容でした。

4月より3人会派を組んでいたため、堀切俊一議員、藤

田真澄議員とともに、市民の声をもとに4月15日、市長に要望書を届けました。すると、6月補正予算には、令和8年度の物価高騰のために子育て支援策として、予算が計上されました。昨年度対象外だった妊産婦だけでなく、対象者は、転入者も含めて拡大されています。

① 令和7年4月1日～12月31日に妊娠届出し、今年4月1日以降に出産の妊産婦

② ①の対象者で、令和8年12月31日までに転入

▶ 給付金額 妊娠している子どもの数×2万円

▶ 新生児訪問や窓口でお知らせ、申請しなくても対応



## 市長の所信表明「木更津空港構想」を問う

「木更津空港構想」と初めて聞いてびっくりしました。

田中 日米地位協定では、1700mの滑走路のある**陸上自衛隊木更津駐屯地**の位置づけは？

市 土地…(第2条4a)自衛隊への共同使用を認める。

その土地に建てた一部建物…(第2条4b)米軍への共同使用を認める。

日米地位協定は、1960年の安保条約改定に伴い締結された、在日米軍の日本国内での活動ルール(施設利用、裁判管轄、経費等)を定めた取り決め。

**第2条4a**…米軍が一時的に未使用のとき、日本国政府や国民が使用可能。

ただし、両政府が合意の場合

三沢飛行場(青森県)、横田飛行場(東京都)、木更津飛行場(千葉県)、厚木海軍飛行場(神奈川県)、岩国飛行場(山口県)のみ

**第2条4b**…期間を決めて米軍が使用。

## 議会質問してわかったこと

- 日米地位協定で米軍との調整のほか、航空管制上の制約、税関・出入国管理等の受入れ体制の整備、自衛隊及び米軍の運用との調整、さらには周辺環境への配慮等、課題は山積みで検討中。

駐屯地内での事故などの場合、警察権はどうか？市民に諸課題を検討した結果報告をし、その上で構想を実現するのか断念するのか決めるべきでは



子ども家庭庁のデータでは把握できないものもあります。前科は、一定期間が経過すると、消えてしまいます。

また、示談になった案件は把握できません。採用後に、そのようなことがあった場合、退職させることはできず、配置転換などの対応となります。

未然に防ぐための対応が必要です。内定取り消し事由や求人票の記載変更などを行い、また、履歴書に偽りはないことを誓約書をとるなどの対応をしておかなければ、退職させることはできません。制度が始まる前の準備が重要ですね。



## 子ども性暴力防止法 12月25日から施行

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「子どもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。また、教育・保育などの場では、性暴力につながる可能性がある「不適切な行為」も、皆で注意し、防止していくことが必要です。周知や準備状況を質問しました。

- 義務的対応が必要な事業者…**学校・幼稚園・保育園・認定こども園・放課後等デイサービス**などの事業者。また、そこで働く教員、保育士、支援員、ALT、SSTなどの職種については(犯罪事実)確認の対象となる。
- 認定の民間教育保育等事業者…**放課後児童クラブ(学童保育)**などの事業者は、子ども家庭庁に事業ごとに申請し、基準を満たす場合は、認定を受けることができる。